

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月3日
【会社名】	GMSグループ株式会社
【英訳名】	GMS Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兼 CEO 依田 穂積
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル8階
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	日精樹脂工業株式会社 常務取締役 今井 昭彦 TOYOイノベックス株式会社 執行役員経営企画室長 酒井 雅人
【最寄りの連絡場所】	日精樹脂工業株式会社 長野県埴科郡坂城町大字南条2110番地 TOYOイノベックス株式会社 兵庫県明石市二見町福里字西之山523番の1
【電話番号】	日精樹脂工業株式会社 0268(82)3000（代表） TOYOイノベックス株式会社 078(942)2345（代表）
【事務連絡者氏名】	日精樹脂工業株式会社 常務取締役 今井 昭彦 TOYOイノベックス株式会社 執行役員経営企画室長 酒井 雅人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	48,415,442,305円 （注）本届出書の訂正届出書提出日において未確定であるため、日精樹脂工業株式会社（以下「日精樹脂工業」といいます。）及びTOYOイノベックス株式会社（以下「TOYOイノベックス」といいます。）の2025年9月30日現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注） 本届出書の訂正届出書提出日現在において、GMSグループ株式会社（以下「当社」又は「共同持株会社」といいます。）は未設立であり、2026年4月1日の設立を予定しております。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年1月13日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2026年1月30日に開催された日精樹脂工業およびTOYOイノボックスそれぞれの臨時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、2026年2月2日に日精樹脂工業の臨時報告書が提出されたこと、同日付でTOYOイノボックスの臨時報告書が提出されたこと、2026年2月3日に日精樹脂工業及びTOYOイノボックスが当社株式について東京証券取引所に新規上場申請を行ったことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項及びその他一部訂正を要する箇所を併せて訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。また、日精樹脂工業およびTOYOイノボックスそれぞれの臨時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

### 第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

#### 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

- 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等
- 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約
- 4 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠
- 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利
- 8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

#### 第2 統合財務情報

- (1) 当社
- (2) 組織再編成後の当社

### 第三部 企業情報

#### 第1 企業の概況

- 2 沿革
- 4 関係会社の状況

#### 第2 事業の状況

- 3 事業等のリスク

#### 第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
- 4 コーポレート・ガバナンスの状況等

### 第四部 特別情報

#### 第1 提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 株主資本等変動計算書
- 4 キャッシュ・フロー計算書

### 第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

### 第六部 株式公開情報

#### 第3 株主の状況

当期連結財務諸表に対する監査報告書

当期財務諸表に対する監査報告書

(添付書類の追加)

日精樹脂工業の臨時株主総会の議事録の写し

TOYOイノボックスの臨時株主総会の議事録の写し

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	75,805,530株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4

(注)1 普通株式は、2025年11月14日に開催された日精樹脂工業及びTOYOイノベックス（以下、総称して「両社」といいます。）の取締役会の決議（株式移転計画の作成及び統合契約締結の承認、並びに臨時株主総会への付議）及び2026年1月30日に開催予定の両社の株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

2 (省略)

3 両社は、当社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に新規上場申請を行う予定です。

4 (省略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	75,805,530株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4

(注)1 普通株式は、2025年11月14日に開催された日精樹脂工業及びTOYOイノベックス（以下、総称して「両社」といいます。）の取締役会の決議（株式移転計画の作成及び統合契約締結の承認、並びに臨時株主総会への付議）及び2026年1月30日に開催された両社の株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

2 (省略)

3 両社は、当社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に2026年2月3日付で新規上場申請を行いました。

4 (省略)

## 2【募集の方法】

（訂正前）

株式移転によることとします。（注）1、2

- （注）1 普通株式は、株式移転に際して、本株式移転により共同持株会社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における両社の最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、日精樹脂工業普通株式1株に対して2株、TOYOイノベックス普通株式1株に対して1.51株を割当交付します。なお、上記割当交付する株の割合は、本株式移転計画作成後、共同持株会社成立日までの期間において、本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、両社で協議の上で変更することがあります。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、両社の2025年9月30日における株主資本の額（簿価）を合算した金額は48,415,442,305円であり、発行価額の総額のうち300百万円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所プライム市場への上場申請手続を行い、2026年4月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。東京証券取引所への上場申請手続は、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規定に定めるテクニカル上場（同規程第2条(73)号、第208条）により上場する予定です。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

（訂正後）

株式移転によることとします。（注）1、2

- （注）1 普通株式は、株式移転に際して、本株式移転により共同持株会社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における両社の最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、日精樹脂工業普通株式1株に対して2株、TOYOイノベックス普通株式1株に対して1.51株を割当交付します。なお、上記割当交付する株の割合は、本株式移転計画作成後、共同持株会社成立日までの期間において、本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、両社で協議の上で変更することがあります。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書の訂正届出書提出日において未確定ですが、両社の2025年9月30日における株主資本の額（簿価）を合算した金額は48,415,442,305円であり、発行価額の総額のうち300百万円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所プライム市場への上場申請手続を行い、2026年4月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。東京証券取引所への上場申請手続は、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて2026年2月3日付で行いました。これに伴い、同規定に定めるテクニカル上場（同規程第2条(73)号、第208条）により上場する予定です。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

## 第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

### 第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

#### 1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

（訂正前）

(1)（省略）

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア（省略）

イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、両社の株主総会による承認を前提として、2026年4月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

（後略）

（訂正後）

(1)（省略）

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア（省略）

イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、2026年4月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意し、それぞれの臨時株主総会において承認可決されております。

（後略）

### 3【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約】

（訂正前）

#### (1) 株式移転計画の内容の概要

両社は、両社の株主総会による承認を前提として、2026年4月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を2025年11月14日の両社取締役会において作成いたしました。また、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる共同持株会社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結しています。

本株式移転計画に基づき、日精樹脂工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を、TOYOイノベックスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.51株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、2026年1月30日に開催される予定の両社臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、共同持株会社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

（訂正後）

#### (1) 株式移転計画の内容の概要

両社は、両社の株主総会による承認を前提として、2026年4月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を2025年11月14日の両社取締役会において作成いたしました。また、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる共同持株会社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結しています。

本株式移転計画に基づき、日精樹脂工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を、TOYOイノベックスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.51株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、2026年1月30日に開催された両社臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、共同持株会社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

## 4【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

(訂正前)

## (1) 株式移転比率

会社名	日精樹脂工業	TOYOイノベックス
株式移転比率	2	1.51

(注1) (省略)

(注2) 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。本株式移転により、両社の株主の皆様へ割り当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場（テクニカル上場）申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、本株式移転により1単元（100株）以上の共同株式会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。なお、本株式移転により1単元（100株）未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社に定める予定の定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(注3) (省略)

## (2) 株式移転比率の算定根拠等

(省略)

(省略)

## 上場廃止となる見込み及び当社の上場申請等に関する事項

両社は、新たに設立する当社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）申請を行う予定です。上場日は共同持株会社の設立登記日である2026年4月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2026年3月30日に日精樹脂工業は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）を、TOYOイノベックスは東京証券取引所をそれぞれ上場廃止となる予定です。

なお、当社の株式上場日及び両社の上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則により決定されます。

(省略)

(省略)

(訂正後)

## (1) 株式移転比率

会社名	日精樹脂工業	TOYOイノベックス
株式移転比率	2	1.51

(注1) (省略)

(注2) 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。本株式移転により、両社の株主の皆様へ割り当てられる共同持株会社の株式は、2026年2月3日付で東京証券取引所に対して行った新規上場（テクニカル上場）申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、本株式移転により1単元（100株）以上の共同株式会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。なお、本株式移転により1単元（100株）未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社に定める予定の定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(注3) (省略)

## (2) 株式移転比率の算定根拠等

(省略)

(省略)

## 上場廃止となる見込み及び当社の上場申請等に関する事項

両社は、新たに設立する当社の株式について、2026年2月3日付で東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）申請を行いました。上場日は共同持株会社の設立登記日である2026年4月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2026年3月30日に日精樹脂工業は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）を、TOYOイノベックスは東京証券取引所をそれぞれ上場廃止となる予定です。

なお、当社の株式上場日及び両社の上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則により決定されます。

(省略)

(省略)

## 7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

### (1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

#### 買取請求権の行使の方法について

#### (訂正前)

日精樹脂工業又はTOYOイノベックスの株主が、その有する日精樹脂工業の普通株式又はTOYOイノベックスの普通株式につき、日精樹脂工業又はTOYOイノベックスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年1月30日のそれぞれ開催予定の株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ日精樹脂工業又はTOYOイノベックスに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、両社が、上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

#### (訂正後)

日精樹脂工業又はTOYOイノベックスの株主が、その有する日精樹脂工業の普通株式又はTOYOイノベックスの普通株式につき、日精樹脂工業又はTOYOイノベックスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年1月30日にそれぞれ開催された株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ日精樹脂工業又はTOYOイノベックスに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、両社が、上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 議決権の行使の方法について

(訂正前)

## ア 日精樹脂工業

日精樹脂工業の株主による議決権の行使の方法としては、2026年1月30日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、日精樹脂工業の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、日精樹脂工業に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合にはいずれも2026年1月29日午後5時20分までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、日精樹脂工業に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

一方、インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送又はインターネットにより重複して議決権を行使した場合において、議決権の行使の内容が異なるものであるときは、日精樹脂工業に最後に到着した行使を有効とさせていただきます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、日精樹脂工業は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

## イ TOYOイノボックス

TOYOイノボックスの株主による議決権の行使の方法としては、2026年1月30日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、TOYOイノボックスの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、TOYOイノボックスに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合にはいずれも2026年1月29日午後4時45分までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、TOYOイノボックスに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

一方、インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送又はインターネットにより重複して議決権を行使した場合において、議決権の行使の内容が異なるものであるときは、TOYOイノボックスに最後に到着した行使を有効とさせていただきます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、TOYOイノボックスは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

（訂正後）

#### ア 日精樹脂工業

日精樹脂工業の株主による議決権の行使の方法としては、2026年1月30日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、日精樹脂工業の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、日精樹脂工業に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合にはいずれも2026年1月29日午後5時20分までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、日精樹脂工業に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

一方、インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送又はインターネットにより重複して議決権を行使した場合において、議決権の行使の内容が異なるものであるときは、日精樹脂工業に最後に到着した行使を有効とさせていただきます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、日精樹脂工業は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

#### イ TOYOイノベックス

TOYOイノベックスの株主による議決権の行使の方法としては、2026年1月30日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、TOYOイノベックスの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、TOYOイノベックスに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合にはいずれも2026年1月29日午後4時45分までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、TOYOイノベックスに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

一方、インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送又はインターネットにより重複して議決権を行使した場合において、議決権の行使の内容が異なるものであるときは、TOYOイノベックスに最後に到着した行使を有効とさせていただきます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、TOYOイノベックスは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

## (2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

## 新株予約権の買取請求権の行使の方法について

## (訂正前)

## ア 日精樹脂工業

本株式移転に際して、日精樹脂工業が既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号または第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

## イ TOYOイノベックス

TOYOイノベックスは、本有価証券届出書提出日において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

## (訂正後)

## ア 日精樹脂工業

本株式移転に際して、日精樹脂工業が既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号または第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

## イ TOYOイノベックス

TOYOイノベックスは、本有価証券届出書の訂正届出書提出日において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

## 8【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

（訂正前）

### (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、日精樹脂工業においてはTOYOイノベックスの、TOYOイノベックスにおいては日精樹脂工業の最終事業年度に係る計算書類等の内容、日精樹脂工業においてはTOYOイノベックスの、TOYOイノベックスにおいては日精樹脂工業の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下「重要な財産の処分等」といいます。）、並びに日精樹脂工業においては日精樹脂工業の、TOYOイノベックスにおいてはTOYOイノベックスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等を記載した書面を、両社の本店に2026年1月15日よりそれぞれ備え置く予定です。

の書類は、2025年11月14日開催の両社の取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、本株式移転に際して日精樹脂工業の新株予約権を有する新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する共同持株会社の新株予約権の内容、数及び割当てに関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、TOYOイノベックスの2025年3月期の計算書類等又は日精樹脂工業の2025年3月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、日精樹脂工業においてはTOYOイノベックスの2025年3月期の、TOYOイノベックスにおいては日精樹脂工業の2025年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。の書類は、日精樹脂工業においては日精樹脂工業の2025年3月期の、TOYOイノベックスにおいてはTOYOイノベックスの2025年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。

これらの書類は、日精樹脂工業又はTOYOイノベックスの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

### (2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

本経営統合契約及び本株式移転計画承認取締役会（両社）	2025年11月14日
本経営統合契約の締結及び本株式移転計画の作成（両社）	2025年11月14日
臨時株主総会に係る基準日公告日（両社）	2025年11月20日
臨時株主総会に係る基準日（両社）	2025年12月5日
株式移転計画承認臨時株主総会（両社）	2026年1月30日（予定）
東京証券取引所最終売買日（両社）	2026年3月27日（予定）
名古屋証券取引所最終売買日（日精樹脂工業）	2026年3月27日（予定）
東京証券取引所上場廃止日（両社） 名古屋証券取引所上場廃止日（日精樹脂工業）	2026年3月30日（予定）
本株式移転効力発生日（共同持株会社設立登記日） 共同持株会社株式上場日	2026年4月1日（予定）

（注） 上記は現時点での予定であり、本経営統合及び本株式移転の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更することがあります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法  
普通株式について

日精樹脂工業又はTOYOイノベックスの株主が、その有する日精樹脂工業の普通株式又はTOYOイノベックスの普通株式につき、日精樹脂工業又はTOYOイノベックスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年1月30日のそれぞれ開催予定の株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ日精樹脂工業又はTOYOイノベックスに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、両社が、上記株主総会の決議の日（2026年1月30日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

日精樹脂工業

本株式移転に際して、日精樹脂工業が既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号または第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

TOYOイノベックス

TOYOイノベックスは、本有価証券届出書提出日において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

（訂正後）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、日精樹脂工業においてはTOYOイノボックスの、TOYOイノボックスにおいては日精樹脂工業の最終事業年度に係る計算書類等の内容、日精樹脂工業においてはTOYOイノボックスの、TOYOイノボックスにおいては日精樹脂工業の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下「重要な財産の処分等」といいます。）、並びに日精樹脂工業においては日精樹脂工業の、TOYOイノボックスにおいてはTOYOイノボックスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等を記載した書面を、両社の本店に2026年1月15日よりそれぞれ備え置いております。

の書類は、2025年11月14日開催の両社の取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、本株式移転に際して日精樹脂工業の新株予約権を有する新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する共同持株会社の新株予約権の内容、数及び割当てに関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、TOYOイノボックスの2025年3月期の計算書類等又は日精樹脂工業の2025年3月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、日精樹脂工業においてはTOYOイノボックスの2025年3月期の、TOYOイノボックスにおいては日精樹脂工業の2025年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。の書類は、日精樹脂工業においては日精樹脂工業の2025年3月期の、TOYOイノボックスにおいてはTOYOイノボックスの2025年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。

これらの書類は、日精樹脂工業又はTOYOイノボックスの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

本経営統合契約及び本株式移転計画承認取締役会（両社）	2025年11月14日
本経営統合契約の締結及び本株式移転計画の作成（両社）	2025年11月14日
臨時株主総会に係る基準日公告日（両社）	2025年11月20日
臨時株主総会に係る基準日（両社）	2025年12月5日
株式移転計画承認臨時株主総会（両社）	2026年1月30日
東京証券取引所最終売買日（両社）	2026年3月27日（予定）
名古屋証券取引所最終売買日（日精樹脂工業）	2026年3月27日（予定）
東京証券取引所上場廃止日（両社） 名古屋証券取引所上場廃止日（日精樹脂工業）	2026年3月30日（予定）
本株式移転効力発生日（共同持株会社設立登記日） 共同持株会社株式上場日	2026年4月1日（予定）

（注） 上記は現時点での予定であり、本経営統合及び本株式移転の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更することがあります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法  
普通株式について

日精樹脂工業又はTOYOイノベックスの株主が、その有する日精樹脂工業の普通株式又はTOYOイノベックスの普通株式につき、日精樹脂工業又はTOYOイノベックスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年1月30日にそれぞれ開催された株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ日精樹脂工業又はTOYOイノベックスに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、両社が、上記株主総会の決議の日（2026年1月30日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

日精樹脂工業

本株式移転に際して、日精樹脂工業が既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号または第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り、）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

TOYOイノベックス

TOYOイノベックスは、本有価証券届出書の訂正届出書提出日において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

## 第2【統合財務情報】

### (1) 当社

#### (訂正前)

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

#### (訂正後)

当社は新設会社ですので、本届出書の訂正届出書提出日現在において財務情報はありません。

### (2) 組織再編成後の当社

#### (訂正前)

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、両社の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」を合算すると、以下のとおりです。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

(後略)

#### (訂正後)

当社は新設会社ですので、本届出書の訂正届出書提出日現在において財務情報はありませんが、両社の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」を合算すると、以下のとおりです。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

(後略)

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 2【沿革】

（訂正前）

- 2025年11月14日 両社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、本株式移転により共同で持株会社を設立することについて合意に達し、両社取締役会決議により経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成いたしました。
- 2026年1月30日 両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。
- 2026年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（日精樹脂工業については2025年6月30日提出、TOYOイノボックスについては2025年6月23日提出）をご参照ください。

（訂正後）

- 2025年11月14日 両社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、本株式移転により共同で持株会社を設立することについて合意に達し、両社取締役会決議により経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成いたしました。
- 2026年1月30日 両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて承認可決されました。
- 2026年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（日精樹脂工業については2025年6月30日提出、TOYOイノボックスについては2025年6月23日提出）をご参照ください。

#### 4【関係会社の状況】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる両社それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、本届出書の訂正届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる両社それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

## 第2【事業の状況】

### 3【事業等のリスク】

（訂正前）

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものです。

#### (1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は2026年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば次のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、経営統合契約で定めた内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（後略）

（訂正後）

当社は本届出書の訂正届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書の訂正届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書の訂正届出書提出日現在において判断したものです。

#### (1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は2026年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば次のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・何らかの事情により、経営統合契約で定めた内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（後略）

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

(訂正前)

(省略)

発行済株式

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	75,805,530	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配 当に関する請求権その他の権利内容 に何ら限定のない、当社における標 準となる株式です。なお、当社は種 類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式です。単元株式 数は100株です
計	75,805,530	-	-

1 (省略)

2 両社は、当社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に  
新規上場申請を行う予定です。

3 (省略)

(訂正後)

(省略)

発行済株式

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	75,805,530	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配 当に関する請求権その他の権利内容 に何ら限定のない、当社における標 準となる株式です。なお、当社は種 類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式です。単元株式 数は100株です
計	75,805,530	-	-

1 (省略)

2 両社は、当社の株式について、2026年2月3日付で株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいま  
す。）プライム市場に新規上場申請を行いました。

3 (省略)

## (4) 【所有者別状況】

## (訂正前)

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はありませんが、当社の完全子会社となる両社の所有者別状況は、以下のとおりです。

(後略)

## (訂正後)

当社は新設会社ですので、本届出書の訂正届出書提出日現在において所有者はありませんが、当社の完全子会社となる両社の所有者別状況は、以下のとおりです。

(後略)

## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

## (訂正前)

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はありませんが、当社の完全子会社となる両社の議決権の状況は以下のとおりです。

(後略)

## (訂正後)

当社は新設会社ですので、本届出書の訂正届出書提出日現在において所有者はありませんが、当社の完全子会社となる両社の議決権の状況は以下のとおりです。

(後略)

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

##### (訂正前)

当社は、経営の透明性及び健全性を確保し、社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制の整備を進めてまいります。なお、以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、本有価証券届出書提出日現在のものを記載しております。

##### (訂正後)

当社は、経営の透明性及び健全性を確保し、社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制の整備を進めてまいります。なお、以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在のものを記載しております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

(訂正前)

2026年4月1日に就任を予定している共同持株会社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性6名 女性2名（役員のうち女性の比率25%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日精樹脂工業の株式数 (2) 所有するTOYOイノベックスの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
代表取締役会長 兼CEO	依田 穂積	1963年7月30日生	1989年7月 日精樹脂工業株式会社入社 1999年5月 NISSEI AMERICA, INC. 取締役副社長 1999年6月 日精樹脂工業株式会社取締役 2001年4月 同社代表取締役社長（現） 2020年1月 NEGRİ BOSSİ S.P.A. 会長（現） 2021年7月 NISSEI AMERICA, INC. 会長（現）	(注) 2	(1) 621,210株 (2) 0株 (3) 1,242,420株
代表取締役社長 兼COO	田畑 禎章	1961年10月30日生	1985年4月 東洋機械金属株式会社（現TOYOイノベックス株式会社）入社 2002年4月 同社海外営業本部中国部長 2003年10月 同社海外営業本部アジア部長 2011年6月 同社執行役員 営業本部副本部長兼南アジア営業部長兼欧米営業部長 2013年1月 同社執行役員 営業本部副本部長 2014年6月 同社取締役 海外営業本部長 2015年1月 同社取締役 営業統括本部長兼海外営業本部長 2018年6月 同社常務取締役 営業統括本部長 2019年6月 同社代表取締役社長（現）	(注) 2	(1) 100株 (2) 32,600株 (3) 49,426株
取締役	今井 昭彦	1964年9月3日生	1991年10月 日精樹脂工業株式会社入社 2008年6月 経営企画部企画室長 2010年7月 経営企画部経営企画室長 2019年7月 経営企画部副本部長兼製販企画室長 2023年6月 執行役員経営企画部長 2024年6月 取締役内部監査室担当兼経営企画部担当兼人事部担当兼総務部担当兼コンプライアンス担当兼リスク管理担当 株式会社日精テクニカ代表取締役会長（現） 2025年6月 常務取締役内部監査室担当兼経営企画部担当兼人事部担当兼総務部担当兼コンプライアンス担当兼リスク管理担当（現）	(注) 2	(1) 2,500株 (2) 0株 (3) 5,000株
取締役	酒井 雅人	1969年4月12日生	1992年4月 東洋機械金属株式会社（現TOYOイノベックス株式会社）入社 2009年4月 同社経理部経理課長 2011年4月 同社経理部長兼経理課長 2018年4月 同社経営企画室長兼経理部長 2019年6月 同社執行役員 経営企画室長兼経理部長（現）	(注) 2	(1) 0株 (2) 31,800株 (3) 48,018株
社外取締役 (監査等委員)	スティーヴン ブルース ムーア	1966年10月6日生	1992年1月 McGraw-Hill入社 同社モダンプラスチック誌アジア・パシフィック支局長 1999年10月 ケミカル・ウィーク社入社同社アジア・パシフィック担当編集者 2009年4月 インターシード社入社 同社取締役兼精度工学調査部長 2021年6月 MLT ANALYTICS社CEO（現） 2022年6月 日精樹脂工業株式会社取締役（現）	(注) 3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日精樹脂工業の株式数 (2) 所有するTOYOイノベックスの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
社外取締役 (監査等委員)	西田 治子	1957年8月6日生	1981年4月 三井情報開発株式会社総合研究所入社 1991年7月 同社退社 1992年8月 McKinsey&Company Inc., Japan入社 2011年1月 同社退社 2011年1月 オフィス・フロネシス代表(現) 2011年1月 一般社団法人IMPACTFoundationJapan理事・事務局長 2012年3月 公益財団法人パブリックリソース財団理事(現) 2015年11月 一般社団法人Women Help Women代表理事(現) 2017年9月 特定非営利活動法人日本ビジネスモデル学会代表幹事(現) 2019年8月 株式会社RINNE取締役(現) 2020年6月 日精樹脂工業株式会社監査役 2022年6月 同社取締役(監査等委員)(現)	(注)3	(1) 2,600株 (2) 0株 (3) 5,200株
社外取締役 (監査等委員)	佐和 周	1976年8月8日生	1999年4月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入社 2002年4月 公認会計士登録 2009年9月 KPMG税理士法人入社 2009年12月 関西学院大学院経営戦略研究科非常勤講師 2009年12月 税理士登録 2011年4月 佐和公認会計士事務所設立(現) 2023年6月 TOA株式会社社外監査役(現) 2024年6月 東洋機械金属株式会社(現TOYOイノベックス株式会社)監査役(現)	(注)3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
社外取締役 (監査等委員)	横澤 靖子	1977年6月11日生	2002年10月 第一東京弁護士会登録 T M I 総合法律事務所入所 2010年4月 ヤフー株式会社出向 2017年1月 T M I 総合法律事務所カウンセラー弁護士(現) 2018年8月 S a n s a n 株式会社社外取締役(監査等委員)	(注)3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

(注) 1 スティーヴン ブルース ムーア氏、西田治子氏、佐和周氏、横澤靖子氏は社外取締役です。

- 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、当社の設立日である2026年4月1日から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 監査等委員である取締役の任期は当社の設立日である2026年4月1日から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 所有する両社の株式数は、2025年12月5日現在の両社株式の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に基準時まで、所有する株式数および当社が発行する新株式数は変動することがあります。
- 役職名は、本届出書提出日現在において予定している役職名を記載しております。

(訂正後)

2026年4月1日に就任を予定している共同持株会社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性6名 女性2名（役員のうち女性の比率25%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日精樹脂工業の株式数 (2) 所有するTOYOイノベックスの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
代表取締役会長 兼CEO	依田 穂積	1963年7月30日生	1989年7月 日精樹脂工業株式会社入社 1999年5月 NISSEI AMERICA, INC. 取締役副社長 1999年6月 日精樹脂工業株式会社取締役 2001年4月 同社代表取締役社長（現） 2020年1月 NEGRI BOSSI S.P.A. 会長（現） 2021年7月 NISSEI AMERICA, INC. 会長（現）	(注) 2	(1) 621,210株 (2) 0株 (3) 1,242,420株
代表取締役社長 兼COO	田畑 禎章	1961年10月30日生	1985年4月 東洋機械金属株式会社（現TOYOイノベックス株式会社）入社 2002年4月 同社海外営業本部中国部長 2003年10月 同社海外営業本部アジア部長 2011年6月 同社執行役員 営業本部副本部長兼南アジア営業部長兼欧米営業部長 2013年1月 同社執行役員 営業本部副本部長 2014年6月 同社取締役 海外営業本部長 2015年1月 同社取締役 営業統括本部長兼海外営業本部長 2018年6月 同社常務取締役 営業統括本部長 2019年6月 同社代表取締役社長（現）	(注) 2	(1) 100株 (2) 32,600株 (3) 49,426株
取締役	今井 昭彦	1964年9月3日生	1991年10月 日精樹脂工業株式会社入社 2008年6月 経営企画部企画室長 2010年7月 経営企画部経営企画室長 2019年7月 経営企画部副本部長兼製販企画室長 2023年6月 執行役員経営企画部長 2024年6月 取締役内部監査室担当兼経営企画部担当兼人事部担当兼総務部担当兼コンプライアンス担当兼リスク管理担当 株式会社日精テクニカ代表取締役会長（現） 2025年6月 常務取締役内部監査室担当兼経営企画部担当兼人事部担当兼総務部担当兼コンプライアンス担当兼リスク管理担当（現）	(注) 2	(1) 2,500株 (2) 0株 (3) 5,000株
取締役	酒井 雅人	1969年4月12日生	1992年4月 東洋機械金属株式会社（現TOYOイノベックス株式会社）入社 2009年4月 同社経理部経理課長 2011年4月 同社経理部長兼経理課長 2018年4月 同社経営企画室長兼経理部長 2019年6月 同社執行役員 経営企画室長兼経理部長（現）	(注) 2	(1) 0株 (2) 31,800株 (3) 48,018株
社外取締役 (監査等委員)	スティーヴン ブルース ムーア	1966年10月6日生	1992年1月 McGraw-Hill入社 同社モダンプラスチック誌アジア・パシフィック支局長 1999年10月 ケミカル・ウィーク社入社同社アジア・パシフィック担当編集者 2009年4月 インターシード社入社 同社取締役兼精度工学調査部長 2021年6月 MLT ANALYTICS社CEO（現） 2022年6月 日精樹脂工業株式会社取締役（現）	(注) 3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日精樹脂工業の株式数 (2) 所有するTOYOイノベックスの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
社外取締役 (監査等委員)	西田 治子	1957年8月6日生	1981年4月 三井情報開発株式会社総合研究所入社 1991年7月 同社退社 1992年8月 McKinsey&Company Inc., Japan入社 2011年1月 同社退社 2011年1月 オフィス・フロネシス代表(現) 2011年1月 一般社団法人IMPACT Foundation Japan 理事・事務局長 2012年3月 公益財団法人パブリックリソース財団理事(現) 2015年11月 一般社団法人Women Help Women代表理事(現) 2017年9月 特定非営利活動法人日本ビジネスモデル学会代表幹事(現) 2019年8月 株式会社RINNE取締役(現) 2020年6月 日精樹脂工業株式会社監査役 2022年6月 同社取締役(監査等委員)(現)	(注)3	(1) 2,600株 (2) 0株 (3) 5,200株
社外取締役 (監査等委員)	佐和 周	1976年8月8日生	1999年4月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入社 2002年4月 公認会計士登録 2009年9月 KPMG税理士法人入社 2009年12月 関西学院大学院経営戦略研究科非常勤講師 2009年12月 税理士登録 2011年4月 佐和公認会計士事務所設立(現) 2023年6月 TOA株式会社社外監査役(現) 2024年6月 東洋機械金属株式会社(現TOYOイノベックス株式会社)監査役(現)	(注)3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
社外取締役 (監査等委員)	横澤 靖子	1977年6月11日生	2002年10月 第一東京弁護士会登録 T M I 総合法律事務所入所 2010年4月 ヤフー株式会社出向 2017年1月 T M I 総合法律事務所カウンセラー弁護士(現) 2018年8月 S a n s a n 株式会社社外取締役(監査等委員)	(注)3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

(注) 1 スティーヴン ブルース ムーア氏、西田治子氏、佐和周氏、横澤靖子氏は社外取締役です。

2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、当社の設立日である2026年4月1日から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。

3 監査等委員である取締役の任期は当社の設立日である2026年4月1日から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。

4 所有する両社の株式数は、2025年12月5日現在の両社株式の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に基準時まで、所有する株式数および当社が発行する新株式数は変動することがあります。

5 役職名は、本届出書の訂正届出書提出日現在において予定している役職名を記載しております。

## 第四部【特別情報】

### 第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

#### 1【貸借対照表】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本届出書の訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 2【損益計算書】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本届出書の訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 3【株主資本等変動計算書】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本届出書の訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 4【キャッシュ・フロー計算書】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本届出書の訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

## 第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### 【臨時報告書】

#### (訂正前)

##### ア 日精樹脂工業

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2026年1月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を2025年11月14日関東財務支局長に提出。

##### イ TOYOイノベックス

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2026年1月13日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月25日関東財務局長に提出。
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく、臨時報告書を2025年11月14日関東財務支局長に提出。

#### (訂正後)

##### ア 日精樹脂工業

の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2026年2月3日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を2025年11月14日関東財務局長に提出。
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年2月2日関東財務局長に提出。

##### イ TOYOイノベックス

の有価証券報告書の提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2026年2月3日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月25日近畿財務局長に提出。
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を2025年11月14日近畿財務局長に提出。
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年2月2日近畿財務局長に提出。

## 第六部【株式公開情報】

### 第3【株主の状況】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はありませんが、当社の完全子会社と両社の2025年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

（後略）

（訂正後）

当社は新設会社ですので、本届出書の訂正届出書提出日現在において株主はありませんが、当社の完全子会社と両社の2025年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

（後略）

## 当期連結財務諸表に対する監査報告書

（訂正前）

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、2026年4月1日に設立予定であるため、有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

（訂正後）

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、2026年4月1日に設立予定であるため、有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

## 当期財務諸表に対する監査報告書

（訂正前）

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、2026年4月1日に設立予定であるため、有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

（訂正後）

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、2026年4月1日に設立予定であるため、有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。